

平成26年度 第7回清里区地域協議会次第

日 時：平成26年10月20日（月）  
午後1時30分～

場 所：清里区総合事務所 会議室3

1 開 会

2 会長あいさつ

所長あいさつ

3 報 告

(1) 第6期介護保険事業計画期間内における施設整備（案）について  
・・・ 資料No.1

(2) 投票区・投票所の見直し計画（案）について  
・・・ 資料No.2

4 協 議

(1) 地域活動団体との意見交換会について  
・・・ 資料No.3

5 その他

6 閉 会

□次回会議日程： 月 日（ ） 午後 時 分

第6期介護保険事業計画期間内における施設整備（案）について

1 特別養護老人ホーム入所申込者調査

特養入所申込者 1,293 人（平成 26 年 1 月 1 日現在）のうち特養入所、死亡などを除いた 893 人

		介護支援専門員等の判断		計	
		高い ← 緊急性 → 低い			
		1年以内に入所必要	1年以上の待機可能		
家族の判断	高い↑緊急性↓低い	すぐに入所したい	入所緊急型 240人 (26.9%)	家族希望型 200人 (22.4%)	440人 (49.3%)
		しばらく大丈夫	入所必要型 99人 (11.1%)	入所予約型 206人 (23.0%)	305人 (34.1%)
		未回答	59人 (6.6%)	89人 (10.0%)	148人 (16.6%)
計			398人 (44.6%)	495人 (55.4%)	893人 (100%)

※類型化は「介護円滑導入のための在宅サービス普及阻害要因に関する研究」（H14年健康保険組合連合会）を参考

（参考）特養入所申込者 1,293 人の内訳

有効回答	893人	特養入所	133人	死亡	72人	対象外	142人	不明	53人
------	------	------	------	----	-----	-----	------	----	-----

2 第6期計画における介護保険施設の整備について

(1) 国のガイドライン

- ・地域包括ケア計画として、在宅サービス、施設サービスをどのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって各保険者として方向性を提示する。
- ・その際には、75歳以上の高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、小規模多機能型居宅介護などの普及が重要で、在宅サービスの限界点を高めていく必要がある。
- ・特別養護老人ホームは、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。

(2) 本市における施設整備の方向性について

- ・中長期的な視点からは高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるように、地域密着型サービスの充実を図る。なお、第6期計画期間においては、特養入所申込者調査の結果や市内の社会福祉法人等からの要望を踏まえ、増床や併設するショートステイからの特養への転換等に対応する。

(3) 施設種別ごとの方向性について

- ①広域型の特別養護老人ホームの新規創設は行わず、転換や増築により整備する。
- ②小規模特別養護老人ホームは、広域型を含めた特別養護老人ホームの未整備の日常生活圏域（城北、八千浦、潮陵、浦川原、頸城、名立）で公募し、整備する。
- ③老人保健施設は、入・退所の均衡が図られており、特養待機場所となっていることから整備しない。
- ④介護付有料老人ホームは、施設整備時の経緯等を踏まえて、住宅型からの転換分を整備する。

- ⑤認知症高齢者グループホームは、未整備の日常生活圏域（潮陵、大島、牧）で募集する。
- ⑥小規模多機能型居宅介護は、市内全域で2事業所を公募し整備するが、未整備の日常生活圏域（潮陵、安塚、浦川原、大島、牧、柿崎、吉川、板倉、清里）に配慮する。
- ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、市内全域で2事業所を公募し整備するが、未整備の日常生活圏域（城北、雄志、八千浦、直江津、直江津東、潮陵、安塚、浦川原、大島、牧、柿崎、大湊、頸城、吉川、中郷、板倉、清里、三和、名立）に配慮する。

(4) 施設整備数について

- ・特養入所申込者のうち入所緊急型の方が入所できるように施設を整備する。
- ・毎年1月1日現在と7月1日現在の年2回実施している特養入所申込者数調査を基に、第6期介護保険事業計画期間の平成30年1月1日の特養入所申込者数を1,163人と推計した。
- ・特養へ入所可能な方は、今回の調査結果の入所緊急型240人のうち、特例入所の対象となり得る介護1、2で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方と介護3から5の方を合わせて197人である。
- ・以上の数字を基に、第6期介護保険事業計画期間中の入所緊急型の方の推計は、次のとおりである。

$$\frac{1,163 \text{ 人 (特養入所申込者)}}{1,293 \text{ 人 (特養入所申込者)}} \times \frac{197 \text{ 人 (入所緊急型の方)}}{240 \text{ 人 (入所緊急型の方)}} = 177 \text{ 人}$$

(5) 種別、年度の施設整備（案）

- ・特別養護老人ホームは、その代替機能を有する施設とあわせて、計画期間の入所緊急型推計値と同数の177床を、また、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護（2施設）及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（2事業所）を整備する。
- ・ただし、計画策定を進める上で再精査し、変更する場合がある。

施設種別	第5期計画	第6期計画案			第6期計画まで	
		27年度	28年度	29年度		
①特別養護老人ホーム	100床 (1施設)	110床	60床 (転換)	50床 (増築)	—	1,463床 (17施設)
②小規模特別養護老人ホーム	58床 (2施設)	29床 (1施設)	—	29床 (1施設)	—	194床 (7施設)
③老人保健施設	—	—	—	—	—	917床 (9施設)
④介護付有料老人ホーム	50床 (1施設)	20床	20床 (転換)	—	—	319床 (6施設)
⑤認知症高齢者グループホーム	39床 (2施設)	18床 (1施設)	—	18床 (1施設)	—	459床 (29施設)
計 (①～⑤)	247床	177床	80床	97床	—	3,352床

⑥小規模多機能型居宅介護事業所	168人 (7施設)	50人 (2施設)	—	50人 (2施設)	—	508人 (21施設)
⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6事業所	2事業所	—	2事業所	—	8事業所

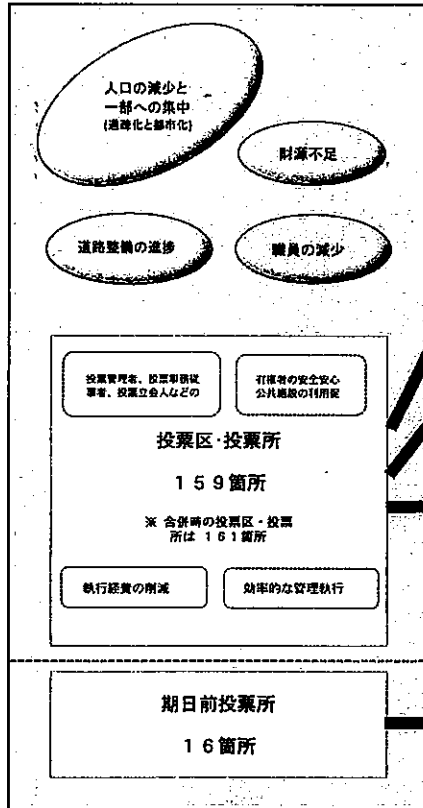
# 投票区・投票所の見直し計画（案）の概要

資料No.2

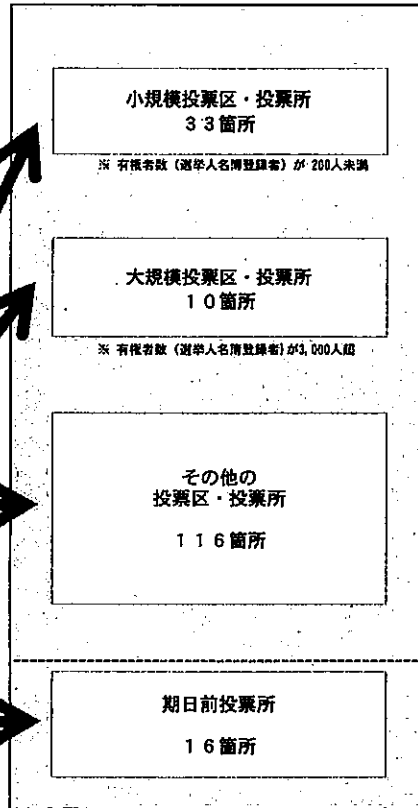
## 見直しの目的

市内の人口動態に対応しつつ、有権者の安全安心の確保を図るとともに、より効率的な選挙の管理・執行に努めるため、その基本となる投票区・投票所を見直し、新たな選挙の執行環境を整える。

## 背景と現状



## グループ分け



## 見直し

【基本方針】

- ①全投票区・投票所を見直しの検討対象とする。
- ②投票区・投票所は、原則として同じ行政区内では同一とし、地域自治区の区域を越えて設定しない。
- ③28の各地域自治区内における公平性を確保する。
- ④投票区・投票所の規模は最小でも有権者200人以上が望ましいが、立地状況に配慮する。概ね1,000人から3,000人が適正規模。
- ⑤人口動態を考慮する。
- ⑥関係地元との理解を得て進める。

【見直し基準】

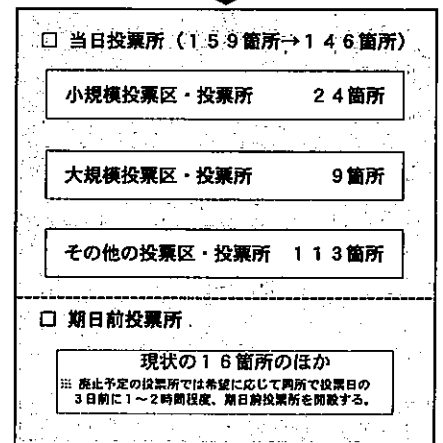
- ①有権者が200人未満の投票区・投票所は、過度の負担とならない範囲で近隣の投票所との統合又は投票区の分割・統合を目指す。
- ②人口増加が見込まれる投票区は分割し、投票区を新設する。
- ③道路整備の進捗や有権者の安全安心の確保、公共施設の有効利用などの観点から、過度の負担とならない範囲で近隣の投票所との統合又は投票区の分割・統合を目指す。有権者は概ね1,000人から3,000人を狙えない。
- ④より環境良好な施設へ投票所を変更する。

※ 過度な負担とは…  
28の各地域自治区内において、現状の投票所から最も離れた有権者宅までの距離（実走行距離）を超えないこととする。

## 見直し計画（案）

区域全てを既存投票区に統合	△12箇所
区域を分割の上、各既存投票区に統合	△2箇所
区域を分割の上、新設	1箇所
計	△13箇所
※投票所の変更	4箇所
うち上記とあわせたと変更	3箇所
投票所の変更のみ	1箇所

## 見直し後



## 課題

- ①過疎化の進行に伴い投票区・投票所の維持が徐々に困難となっている地域がある一方、一部で都市化の進行により人口増加が見込まれる地域があるなど、社会環境の変化や有権者の安全安心の観点なども踏まえて、新しい時代に相応しい投票環境を整える必要がある。
- ②合併後10年目を迎えた当市では、平成27年度からの合併特例による普通交付税の段階的な縮小などにより、平成28年度以降は財源不足が見込まれるほか、国が負担する選挙委託費の基準引き下げなどから、選挙の執行に当たっても市民負担が過度にならないよう配慮しつつ、選挙の管理と執行経費の削減などに一層努めていく必要がある。

## 《将来の見直しの指針》

- 投票区・投票所  
有権者が概ね50人未満になったとき、または有権者の増により投票に支障があるとき
- 期日前投票所  
利用実績に大きな変化が生じたとき
- 制度改正が行われたとき

# 投票区・投票所の見直し計画

---

(案)

平成 26 年 9 月  
上越市選挙管理委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	投票区・投票所の状況等	1～4
	(1) 沿革	
	(2) 見直しの背景	
	(3) 現状と課題	
3	見直しの目的	4
4	投票区・投票所の分類	4
5	見直しの基本方針と基準	4～5
	(1) 投票区・投票所の見直しの基本方針	
	(2) 投票区・投票所の見直しの基準	
6	見直し計画	5～6
	(1) 見直しの内容	
	(2) 見直し前後の状況	
	(3) 見直し後のポスター掲示場の状況	
	(4) 見直し内容の実施時期	
7	見直し計画の合意形成に向けて	6～7
8	見直しによる効果	7
9	将来の見直しの指針	7～8
表2	投票区・投票所の見直し内容	9～11

## 1 はじめに

選挙は、市民が政治に参加し、主権者として自由な意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。

平成 17 年の市町村合併後、全市域における最初の機会となった平成 17 年 9 月 11 日執行の衆議院議員総選挙では、選挙人名簿登録者数は 168,750 人でしたが、この間の人口の減少などにより、直近の選挙である平成 25 年 10 月 27 日執行の上越市長選挙では 164,941 人、8 年余りの間で 3,809 人、2.26%の減となり、今後も減少傾向は続いていくものと思われます。

また、広域の市町村合併により市域が拡大する一方、選挙事務の担い手となる職員は年々減少しているほか、平成 27 年度からの合併特例措置の終了に伴う普通交付税の段階的な縮小による財源不足などが見込まれています。

このような状況の中、合併後 10 年を迎え、市内の人口動態に対応するとともに、当市の厳しい行財政運営に対応した、新たな選挙の執行環境を整えるため、今回、投票区・投票所を見直すこととしました。

## 2 投票区・投票所の状況等

選挙において、その手続きの混乱を避け、正しく選挙が行われるよう「投票所」を設けて有権者が投票できる場所を確保し、その投票所で投票することができる有権者の居住区域を「投票区」として定めています。

\* 有権者とは … 本計画では選挙人名簿登録者又は選挙権を有する人、そのい  
ずれも有権者として表記しています。

### (1) 沿革

上越市では、平成 17 年の市町村合併の時点で、それまでの町村時代に定めていた投票区・投票所を合併協議に基づいてそのまま引き継ぎました。

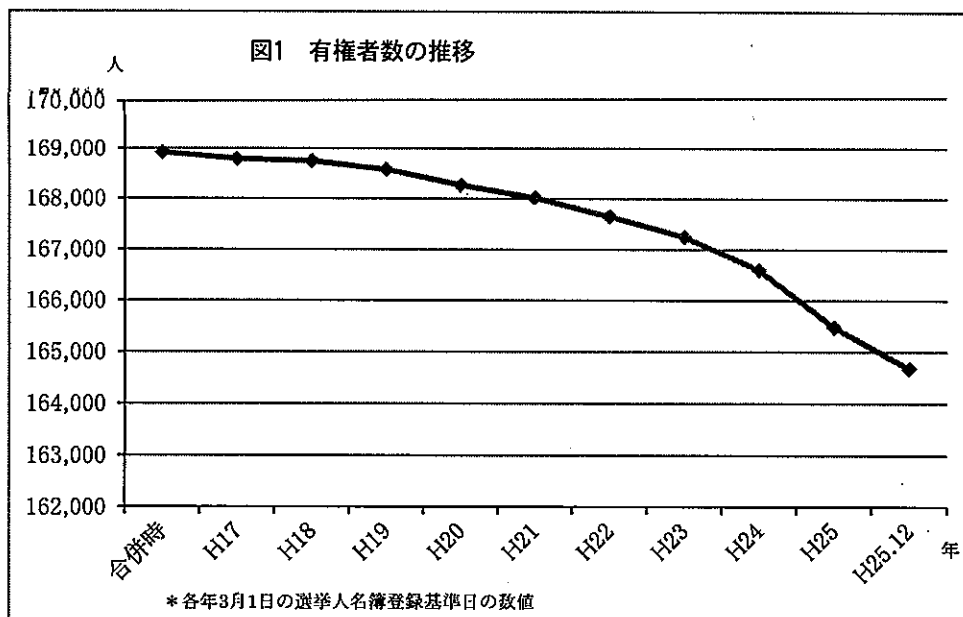
当時 161 箇所あった投票区・投票所は、有権者の減少に伴い柿崎区の 2 箇所を統合し、現在は 159 箇所となっています。

### (2) 見直しの背景

当市の有権者数は、平成 17 年の市町村合併以降、少子化や若い世代の流出などにより図 1 のとおり年々減少傾向が続いており、一部の投票区・投票所では投票立会人の選任が困難になりつつありますが、その一方で、都市化の進行により人口の増加が著しい地域もあります。定員適正化計画に基づき職員が減少する中で、当日投票所における選挙事務従事者の確保も厳しさを増しています。

また、財政面では、国が負担する選挙委託費の基準を引き下げる関係法が平成 25 年 4

月に改正され委託費が減額となり、選挙執行経費の一層の効率化が求められているほか、前段で触れたとおり当市の行財政運営は厳しい状況にあります。



年等(平成)	合併時 17.1.1	17	18	19	20	21	22	23	24	25	25.12.1
人数(人)	168,919	168,789	168,742	168,575	168,268	168,014	167,650	167,242	166,597	165,477	164,673

\*各年3月1日の選挙人名簿登録基準日の数値 直近値は平成26年6月1日の164,311人

### (3) 現状と課題

直近の上越市長選挙における投票区は、表1のとおり合併前の上越市62箇所、安塚区9箇所、浦川原区8箇所、大島区6箇所、牧区7箇所、柿崎区11箇所、大潟区5箇所、頸城区7箇所、吉川区9箇所、中郷区6箇所、板倉区8箇所、清里区7箇所、三和区9箇所、名立区5箇所、全市では159箇所です。

これらの投票区の規模は、有権者数が50人未満3箇所、50人～99人15箇所、100人～199人15箇所、200人～499人34箇所、500人～999人33箇所、1,000人～1,999人34箇所、2,000人～2,999人15箇所、3,000人～4,999人9箇所、5,000人以上1箇所となっています。

投票所については、市内28の地域自治区内における選挙当日の各投票所から最も離れている有権者宅までの距離(実走行距離)は、最短が新道区の1.5km、最長が柿崎区の4.9kmとなっています。

全市159箇所の設置施設の状況では、当日投票所のうち公共施設は105箇所、その他の施設は54箇所となっています。また、期日前投票所は合併前の上越市3箇所、13区は各1箇所、その全てが公共施設となっています。

投票区・投票所は、合併前にそれぞれの市町村が当時の有権者数や地理的条件などを勘案して設定したのですが、投票区の規模を始め、有権者の投票所までの距離、投票

所のバリアフリー化や安全性など、可能な限り均衡を保つ必要があると考えています。

表1 投票区・投票所の現状一覧

(単位:箇所・人・km)

区域	投票区数	有権者数(平成25年12月1日基準日)									投票所から最遠の有権者宅までの距離	最遠の状況 (投票区・投票所・最遠地)
		50未満	50～99	100～199	200～499	500～999	1,000～1,999	2,000～2,999	3,000～4,999	5,000以上		
合併前の上越市	高田区	12					6	4	2		2.0	第3投票区・城西中学校・上中田
	新道区	3					1	1	1		1.5	第15投票区・富岡小学校・藤野新田
	金谷区	6	1		1		1	3			3.6	第20投票区・中ノ俣地区多目的研修センター・上綱子
	和田区	3				1	1	1			2.7	第23投票区・大和小学校・稲荷
	三郷区	1					1				2.8	第25投票区・三郷小学校・下四ツ屋
	津有区	4			1	1	1	1			2.5	第27投票区・ファームセンター・茨沢
	諏訪区	1					1				1.9	第30投票区・諏訪児童館・南新保
	春日区	4					1		2	1	2.1	第33投票区・春日小学校・中門前3
	高土区	1					1				3.1	第35投票区・公民館高土分館・高和町
	直江津区	9	1			1	4	2	1		1.7	第43投票区・国府4丁目町内会館・国府2
	有田区	6					3	1	2		2.1	第45投票区・有田保育園・上源入
	北諏訪区	1					1				2.0	第51投票区・北諏訪小学校・横曽根
	八千浦区	3				2	1				1.6	第54投票区・夷浜会館・西ヶ窪浜
	保倉区	3				1	1	1			2.9	第55投票区・保倉保育園・下五貫野
	谷浜・桑取区	5			2	2	1				3.8	第59投票区・公民館谷浜分館・茶屋ヶ原
安塚区	9	1	3	2	2		1			4.2	第3投票区・安塚B&G海洋センター・行野	
浦川原区	8	1	1	1	2	3				3.8	第5投票区・横住総合交流促進センター・法定寺	
大島区	6			2	3	1				3.3	第3投票区・大島ゆきわり荘・上達	
牧区	7		2	1	3	1				3.7	第7投票区・特別養護老人ホーム沖見の里・坪山	
柿崎区	11	1	2	1	1	1	4	1		4.9	第5投票区・七ヶ地区コミュニティセンター・小萱	
大潟区	5				1		2	2		2.7	第1投票区・大潟町中学校・吉崎新田	
頸城区	7		1		1	3	1		1	3.7	第2投票区・南川小学校・望ヶ丘	
吉川区	9		2	1	3	2	1			3.8	第2投票区・源地域生涯学習センター・大賀	
中郷区	6				1	5				2.5	第6投票区・岡沢農民研修センター・福田	
板倉区	8		1	2	1	2	2			3.8	第8投票区・寺野ふれあい交流センター・久々野	
清里区	7		1	1	4		1			2.4	第2投票区・清里スポーツセンター・今曾根	
三和区	9				4	5				3.8	第6投票区・三和中学校・北代	
名立区	5			1	3		1			2.7	第2投票区・円田荘・大菅	
合計	159	3	15	15	34	33	34	15	9	1		

\*合併前の上越市における区域順は、現状の投票区順  
投票区内に複数の区域が混在しているものについては、主たる区域に掲載

さらに、合併以降も少子化や若い世代の流出などによる人口減少が続いており、道路



整備に伴う交通環境は改善されつつあるものの、過疎化に伴い地元から選任する投票立会人の確保が困難となっているほか、職員が減少する中で万一の緊急事態への備えも必要となることから、選挙事務に従事する職員の確保も厳しい状況になりつつあります。

このように、過疎化の進行に伴い投票区・投票所の維持が徐々に困難となっている地域がある一方、一部では都市化の進行により人口増加が見込まれる地域があることから、公正・公平な選挙執行の原則の下で、社会環境の変化や有権者の安全安心の観点なども踏まえ、新しい時代に相応しい選挙執行環境を整えていくことが課題となっています。

また、合併後 10 年目を迎えた本市では、平成 27 年度からの合併特例による普通交付税の段階的な縮小などにより、平成 28 年度以降は財源不足が見込まれており、選挙の執行に当たっても市民の皆さんの負担が過度にならないよう配慮しつつ、より効率的な選挙の管理と執行経費の削減などに努めていく必要があります。

### 3 見直しの目的

市内の人口動態に対応しつつ、有権者の安全安心の確保を図るとともに、より効率的な選挙の管理・執行に努めるため、その基本となる投票区・投票所を見直し、新たな選挙の執行環境を整えることとします。

### 4 投票区・投票所の分類

当市の 159 箇所の投票区・投票所の規模は、平成 25 年 12 月 1 日現在の有権者数では最小の 30 人から最大の 5,237 人と大きく乖離しているため、次のとおりグループ分けをして見直し作業を進めることとします。

- 小規模投票区・投票所      33 箇所 … 有権者数が 200 人未満
- 大規模投票区・投票所      10 箇所 … 有権者数が 3,000 人以上
- その他の投票区・投票所    116 箇所
- 期日前投票所                16 箇所

### 5 見直しの基本方針と基準

#### (1) 投票区・投票所の見直しの基本方針

選挙は、民主主義を支える基本的な仕組みであることから、投票区・投票所の見直しに当たっては、関係地元の理解を得て進めるほか、人口動態や有権者の投票行動などに注意を払いながら、地域の実情などを考慮していく必要があります。

- ① 見直しの検討は全投票区・投票所を対象とします。
- ② 投票区・投票所は、原則として同じ行政区内では同一とし、地域自治区の区域を越えて設定はしません。
- ③ 28 の各地域自治区内における公平性を確保します。
- ④ 投票区・投票所の規模は最小でも有権者 200 人以上が望ましいですが、立地状況に配慮します。概ね 1,000 人から 3,000 人が適正規模と考えています。
- ⑤ 人口動態を考慮します。
- ⑥ 関係地元の理解を得て進めます。

## (2) 投票区・投票所の見直しの基準

- ① 有権者 200 人未満の投票区・投票所は、過度の負担とならない範囲で近隣の投票所との統合又は投票区の分割・統合を目指します。
- ② 人口増加が見込まれる投票区は分割し、投票区を新設します。
- ③ 道路整備の進捗や有権者の安全安心の確保、公共施設の有効利用などの観点から、過度の負担とならない範囲で近隣の投票所との統合又は投票区の分割・統合を目指します。ただし、この場合、有権者が概ね 1,000 人から 3,000 人の範囲を超えないようにします。
- ④ より投票環境が良好な施設へ投票所を変更します。

\* 過度な負担とは … 28 の各地域自治区内において、現状の投票所から最も離れた有権者宅までの距離（実走行距離）を超えないことです。

## 6 見直し計画

### (1) 見直しの内容

表 2 9～11 ページのとおり

※ 廃止予定の投票所では、新投票所への移動が困難な人の投票行動に影響が及ばないよう、関係地元の希望に応じて同所で投票日の 3 日前に 1 時間から 2 時間程度、期日前投票所を開設します。

## (2) 見直し前後の状況

(単位: 箇所・人・km)

区域	投票所開設数		最小有権者数		最大有権者数		1箇所平均有権者数		投票所から最遠の有権者宅までの距離		有権者数
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
合併前の上越市	62	→ 62	79	→ 79	5,237	→ 5,237	1,733	→ 1,733	3.8	→ 3.8	107,427
安塚区	9	→ 8	42	→ 60	1,161	→ 1,161	274	→ 308	4.2	→ 4.2	2,463
浦川原区	8	→ 6	30	→ 54	745	→ 939	382	→ 510	3.8	→ 3.8	3,057
大島区	6	→ 5	162	→ 162	502	→ 856	266	→ 319	3.3	→ 3.3	1,593
牧区	7	→ 7	66	→ 66	833	→ 833	281	→ 281	3.7	→ 3.7	1,965
柿崎区	11	→ 9	35	→ 53	2,311	→ 2,311	805	→ 984	4.9	→ 4.9	8,857
大潟区	5	→ 5	300	→ 300	2,461	→ 2,461	1,638	→ 1,638	2.7	→ 2.7	8,192
頸城区	7	→ 7	85	→ 85	3,603	→ 3,603	1,107	→ 1,107	3.7	→ 3.7	7,750
吉川区	9	→ 8	52	→ 52	1,322	→ 1,322	437	→ 491	3.8	→ 3.8	3,930
中郷区	6	→ 5	357	→ 357	744	→ 1,403	594	→ 713	2.5	→ 2.5	3,565
板倉区	8	→ 7	88	→ 122	1,827	→ 1,827	752	→ 860	3.8	→ 3.8	6,017
清里区	7	→ 5	75	→ 75	1,120	→ 1,536	356	→ 499	2.4	→ 2.4	2,494
三和区	9	→ 7	288	→ 288	834	→ 1,311	545	→ 701	3.8	→ 3.8	4,904
名立区	5	→ 5	134	→ 134	1,425	→ 1,425	492	→ 492	2.7	→ 2.7	2,459
市全体	159	→ 146	30	→ 52	5,237	→ 5,237	1,036	→ 1,128	4.9	→ 4.9	164,673

\*有権者数は平成25年12月1日基準日の選挙人名簿登録者数

## (3) 見直し後のポスター掲示場の状況

公職選挙法並びに上越市長の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の規定により、市内1,140箇所(平成25年の市長選挙時点)にポスター掲示場を設置しています。

今回の見直しに伴い、ポスター掲示場の設置基準も変更となるため、全市域で72箇所減少し、1,068箇所(平成25年12月1日時点ベースで試算)となります。

なお、上越市議会議員選挙においては、上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例の規定により、1投票区1箇所以上を設置することとしており、平成24年の市議会議員選挙時は524箇所を設置しています。

## (4) 見直し内容の実施時期

- ・平成27年4月執行予定の新潟県議会議員一般選挙から適用します。

## 7 見直し計画の合意形成に向けて

- ・地元への説明(平成26年5月～8月)

関係投票区の町内会長などに見直し内容を説明し、質問や意見をいただく機会を設けました。

- ・市議会への情報提供(平成26年9月)

見直し計画（案）を市議会へ情報提供します。

- ・地域協議会への情報提供（平成 26 年 9 月）

見直し計画（案）を地域協議会へ情報提供します。

- ・パブリックコメントの実施（平成 26 年 10 月～11 月の予定）
- ・選挙管理委員会において最終見直し計画案審議・決定（平成 26 年 12 月の予定）

パブリックコメントの結果などを踏まえ、最終計画案を取りまとめ選挙管理委員会で審議・決定します。

- ・市議会等への情報提供（平成 26 年 12 月の予定）

選挙管理委員会で見直し計画がまとまった後、その内容を市議会等へ情報提供します。

- ・広報上越及びホームページ等による市民周知（平成 27 年 1 月～4 月の予定）

「投票区・投票所の見直し計画」の内容を広報上越及びホームページ等で市民の皆さんへ広く周知します。

## 8 見直しによる効果

今回の見直しに伴い、投票区・投票所は現行の 159 箇所から 146 箇所となり、全体で 13 箇所減少します。その内訳は、近隣の投票区との「統合」により廃止となる投票所が 12 箇所、「分割・統合」により廃止となる投票所が 2 箇所のほか、「分割・新設」となる投票所が 1 箇所となっています。

投票所の減少に伴って、投票管理者 13 人、投票立会人 26 人、投票事務従事者 32 人、合計 71 人の人員削減が可能となり（1 票選挙を想定した場合）、各投票所への職員の人員配置などの改善につながります。

また、選挙経費については、人員削減により投票管理者報酬、投票立会人報酬、投票事務従事者の執務手当が削減されるほか、前記 6 (3) のとおり、ポスター掲示場設置数の減少によりポスター掲示板の作成費などが削減されるため、国・県・市の執行選挙の全体で 700 万円近くの市の財政支出が不要となるなど、より効率的な選挙の管理と執行経費の削減が図られるようになります。

## 9 将来の見直しの指針

少子・高齢化や過疎化などによる人口減少や一部地域の都市化の進行などにより、今後も市内における人口移動の変化が考えられるため、今回の見直し後もその動向と投票行動に注意を払いながら、適正規模の投票区・投票所の開設に努めていく必要があります。

---

次の要件に達したときは、関係投票区の皆さんへ十分説明し、理解を得たうえで新たな投票環境を整えることとします。

- ・有権者が概ね 50 人未満になったとき → 近隣投票区・投票所との統合等
- ・有権者の増により投票に支障があるとき → 投票区・投票所の分離・新設等
- ・期日前投票所の利用実績に大きな変化があるとき → 開設日数の調整等
- ・制度改正が行われたとき → その内容に応じて対応

表2 投票区・投票所の見直し内容

■ 合併前の上越市

区域	現 行					見直し案					
	投票区 番号	投票所	有権者数 H25.12.1 (人)	有権者宅・投票所 間の最遠距離 (km)		投票区 番号	投票所	有権者数 H25.12.1 (人)	有権者宅・投票所 間の最遠距離 (km)		見直し 基準
				当 該 投票所	区全体				当 該 投票所	区全体	
有田区	45	有田保育園 ※下源入を分割	3,918	2.1	2.1	45	有田保育園	3,088	2.1	2.1	②
	46	春日新田小学校 ※下門前、塩屋新田 を分割	4,044	2.1		46	教育プラザ	1,893	1.8		
	47	カルチャーセン ター	937	0.7		47	春日新田小学校	2,981	1.6		
	48	佐内会館	923	1.2		48	カルチャーセン ター	1,860	1.9	③	

- ① 第45投票区 有田保育園の区域のうち下源入を分割し、新たに第46投票区として教育プラザを投票所として新設する。
- ② 第46投票区 春日新田小学校の区域のうち下門前と塩屋新田を分割し、新たに新設する第46投票区 教育プラザを投票所とする。
- ③ 第48投票区 佐内会館の区域全体を第47投票区と統合し、投票所はカルチャーセンターとして当該区域を第48投票区とする。

■ 安塚区

6	真萩平地区集落 開発センター	89	0.7	4.2	統合	6	真萩平地区集落 開発センター	131	2.6	4.2	①
7	伏野地域生涯学 習センター	42	0.7								

- ① 第7投票区 伏野地域生涯学習センターの区域全体を第6投票区 真萩平地区集落開発センターに統合する。

■ 浦川原区

6	中保倉小学校	400	2.2	3.8	統合	6	中保倉小学校	430	3.8	3.8	① ③	
7	上猪子田集会所	30	1.9									
1	浦川原地区公民 館	745	2.8			投票所変更	1	浦川原コミュニ ティプラザ	939		2.8	① ③ ④
8	虫川集会所	194	0.8			統合						

- ① 第7投票区 上猪子田集会所の区域全体を第6投票区 中保倉小学校に統合する。
- ② 第8投票区 虫川集会所の区域全体を第1投票区に統合し、投票所を浦川原コミュニティプラザに変更する。

■ 大島区

2	大島若者交流館	502	1.4	3.3	統合	2	大島ゆきわり荘	856	3.3	3.3	③
3	大島ゆきわり荘	354	3.3								

- ① 第2投票区 大島若者交流館の区域全体を第3投票区 大島ゆきわり荘に統合し、当該投票区を第2投票区とする。

■ 柿崎区

2	久比岐高等学校	1,248	0.9	4.9	統合	2	久比岐高等学校	1,316	4.0	4.9	① ③
11	竹鼻公民館	68	1.6			7	柿崎地区公民館 黒川分館	559	4.7		
7	旧黒川小学校	524	1.7			投票所変更					
9	下牧集落開発センター	35	1.3			統合					

- ① 第11投票区 竹鼻公民館の区域全体を第2投票区 久比岐高等学校に統合する。
- ② 第9投票区 下牧集落開発センターの区域全体を第7投票区に統合し、投票所を柿崎地区公民館黒川分館に変更する。

■ 吉川区

2	源地域生涯学習センター	237	3.8	3.8	統合	2	源地域生涯学習センター	323	3.8	3.8	① ③
3	尾神集落開発センター	86	1.5								

- ① 第3投票区 尾神集落開発センターの区域全体を第2投票区 源地域生涯学習センターに統合する。

■ 中郷区

2	中郷総合体育館 ※二本木を第4投票区 へ分割。三ツ屋、坂本、 江端、野林を第3投票区 へ分割	744	1.3	2.5	分割					2.5	③ ③ ④	
3	中郷コミュニティプラザ	736	1.6			2	中郷コミュニティプラザ	1,403	1.8			
4	二本木コミュニティセンター	579	2.2			投票所変更	3	二本木会館	656			2.2

- ① 第2投票区 中郷総合体育館の区域のうち二本木を第4投票区 二本木コミュニティセンターに統合する。
- ② 第2投票区 中郷総合体育館の区域のうち三ツ屋、坂本、江端、野林を第3投票区 中郷コミュニティプラザに統合し、当該投票区を第2投票区とする。
- ③ 第4投票区 二本木コミュニティセンターの投票所を二本木会館に変更し、当該投票区を第3投票区とする。

■ 板倉区

1	針小学校	1,813	2.7	3.8	投票所変更	1	板倉区農村環境改善センター	1,813	3.0	3.8	④ ①
4	筒方地区地域資源加工施設	180	2.2			4	筒方地区地域資源加工施設	268	3.1		
7	関田自治会館	88	0.3			統合					

- ① 第1投票区 針小学校の投票所を板倉区農村環境改善センターに変更する。
- ② 第7投票区 関田自治会館の区域全体を第4投票区 筒方地区地域資源加工施設に統合する。

■ 清里区

1	清里コミュニティプラザ	416	1.5	2.4	統合					2.4	③ ① ③	
2	清里スポーツセンター	1,120	2.4			1	清里スポーツセンター	1,536	2.4			
5	櫛池地域生涯学習センター	227	1.2			4	櫛池地域生涯学習センター	341	1.9			
6	梨平集落開発センター	114	0.7			統合						

- ① 第1投票区 清里コミュニティプラザの区域全体を第2投票区 清里スポーツセンターに統合し、当該投票区を第1投票区とする。  
 ② 第6投票区 梨平集落開発センターの区域全体を第5投票区 櫛池地域生涯学習センターに統合し、当該投票区を第4投票区とする。

■ 三和区

1	窪会館	477	2.0	3.8	統合	1	里公小学校	1,311	2.4	3.8	③	
2	里公小学校	834	2.4			5	三和中学校	961	3.8		③	
6	三和中学校	606	3.8			分割	6	美守小学校	666		2.6	③
7	錦会館 ※錦、柳林、岡木、上広田を第6投票区へ分割。米子、広井、下広田を第8投票区へ分割	523	2.6									
8	美守小学校	498	2.0									

- ① 第1投票区 窪会館の区域全体を第2投票区 里公小学校に統合し、当該投票区を第1投票区とする。  
 ② 第7投票区 錦会館の区域のうち錦、柳林、岡木、上広田を第6投票区 三和中学校に統合し、当該投票区を第5投票区とする。  
 ③ 第7投票区 錦会館の区域のうち米子、広井、下広田を第8投票区 美守小学校に統合し、当該投票区を第6投票区とする。

・合併前の上越市の有田区以外の地域自治区及び牧区、大潟区、頸城区、名立区の4区は現状維持です。  
 ・なお、統合等に伴う投票区番号のみの変更は、記載を省略しています。

◎ 期日前投票所

区 域	投 票 所	現 行		見直し案
		開設期間	開閉時刻	
合併前の上越市	市民プラザ	公示(告示)の翌日～投票日の前日	8:30～ 20:00	左記投票所の開設期間と開閉時刻に変更なし。  ※ただし、今回の見直しで廃止予定の投票所では、新投票所への移動が困難な人などのため、関係地元の希望に応じて同所で投票日の3日前に1時間から2時間程度、期日前投票所を開設する。
	女性サポートセンター			
	レインボーセンター			
安塚区	安塚区総合事務所			
浦川原区	浦川原コミュニティプラザ			
大島区	大島コミュニティプラザ			
牧区	牧区総合事務所			
柿崎区	柿崎保健センター			
大潟区	大潟コミュニティプラザ			
頸城区	頸城コミュニティプラザ			
吉川区	吉川コミュニティプラザ			
中郷区	中郷コミュニティプラザ			
板倉区	板倉コミュニティプラザ			
清里区	清里コミュニティプラザ			
三和区	三和コミュニティプラザ			
名立区	名立区総合事務所			



## 平成26年度 地域活動団体との意見交換会テーマ一覧表

番号	テーマ名	内 容
<b>1. 観光に関するテーマ</b>		
1	清里区観光資源協会の運営について	観光交流協会が代表として今回どんな内容で発表されるかわかりませんが、清里区は坊ヶ池から発信していく一番の観光で有ります。みんなでどうしたらお客の目を向けられるか考えていきたい。池の周りとか、花が植えられている場所がもっと美しい場所であってほしい。最初はお金もかかりますが、あまり手のかからない球根など植えたらどうか。 春は芝ザクラ、水仙、チューリップ 秋は彼岸花、りんどうの花
2	坊ヶ池の観光資源としての整備について	身体の不自由の方には申し訳ないが、車両通行止めにし、京ヶ岳、城址、弁財天を含む自然遊歩道を整備。
3	清里区の観光について	新幹線の開業もあり、清里の施設、史跡やイベントなどバラバラでなく、まとまった形で照会、案内が出来る様なアイデアはないか。
4	坊ヶ池観光施設の利用促進、活性化について	
5	坊ヶ池に通じる道の整備について	草刈り、道路の整備、青柳から上がる道及び関田に通じる林道等。
6	山荘京ヶ岳及び星のふるさと館や坊ヶ池周辺の利用価値を上げるにはどの様にしていくなか	
<b>2. 高齢者に関するテーマ</b>		
7	清里区内の高齢者に対して大病院（総合）への通院の交通手段確保について	バス路線の確保など。
8	買物弱者の救済対策について	商工会を中心に地域の支援などで買物弱者といわれる地域への対応について話合う。
9	買物弱者救済取組みについて	高齢化により車の運転ができなくなったり、病気で外出できなったり、様々な理由で買物ができないお年寄りが増えております。そんな時、気軽に手助けしてくれる人がいれば助かると思います。ボランティアとなるとかなりきついので、「自利利他」の精神で行えば可能になる様な気がします。「自利利他」の精神とは仏教用語ですが「自分も少しの利益があり、他人も喜んでくれる」という意味で双方共お互いが良い具合という事です。
10	高齢者のサポート体制について	
11	清里区における少子・高齢化への対応について	

番号	テーマ名	内 容
<b>3. 防災に関するテーマ</b>		
12	災害時にできる活動について	災害が起きたら、何ができるか。
13	事前の備えについて	災害に備え、家庭での準備について。
14	地域の防災計画について	
<b>4. 空き家対策に関するテーマ</b>		
15	空き家の撤去の仕方について	
16	清里区内の空き家対策について	
<b>5. 雪に関するテーマ</b>		
17	多雪時の除雪の良し悪しの平均化	
18	雪処理対策について	
<b>6. 後継者に関するテーマ</b>		
19	後継者づくりについて	
<b>7. 町内会に関するテーマ</b>		
20	町内会運営について	高齢化が進む中、町内における問題点 例) 冬期間の除雪や雪下ろしの実情など ・町内で雪下ろし協力隊を作っている。 ・個人の責任であるから個人任せ。
<b>8. 児童に関するテーマ</b>		
21	清里小児童の言葉遣いについて	言葉遣いは学校、PTAだけではどうにもなりません。家庭の躾はもちろんですが、親自身から乱雑な言葉遣いだと、子供に強く影響します。地域全体で言葉遣いを見直す取り組みをしていただけたらどんなに良いでしょう。地域の宝である子供達のためにも是非なんとかして頂きたい。強く要望します。
<b>9. 人材育成に関するテーマ</b>		
22	活性化に向けた人材育成について	

## 平成26年度 地域の活動団体と地域協議会との意見交換会について（案）

### 1. 目的

地域協議会が地域の課題を主体的に把握し、情報を共有することを目的に、地域の活動団体と意見交換会を開催する。

### 2. 会議の運営等

- ・会議は、清里区地域協議会会長が招集する。
- ・会議の議長は、清里区地域協議会会長が務める。
- ・会議は、地域協議会委員と清里区内の各種団体の代表者が意見交換を行う。

### 3. 意見交換会の内容

- ・参集団体と地域協議会委員で意見交換を行い、情報を共有するとともに、地域の課題を把握することにより、今後の地域協議会活動の参考にする。

### 4. 参集団体

- ・テーマにより参集団体を決定

### 5. スケジュール

#### ○ 平成26年度意見交換会の開催

日時 平成26年12月中旬 予定

会場 清里コミュニティプラザ3階 多目的ホール 予定

### 6. 意見交換のイメージ

